

令和5年度 第4回農業委員会総会 (5. 7. 19)
開 会 午後4時 小平市役所 6階 601会議室

議 長～ ただいまから、令和5年度・第4回農業委員会を開催します。
議事における発言の際には、挙手のうえ、議長に発言許可を求めていただくよう、
お願いいたします。
なお、署名委員につきましては、議長より指名させて頂くことにご異議ございませ
んか。

全 員～ 異議なし。

議 長～ 13番 高橋委員、14番 竹川委員にお願いします。

第1号議案 生産緑地買取申出に伴う農業の主たる従事者証明の件

議 長～ 1番 申 請 者
2番 申 請 者
3番 申 請 者
以上3件を上程いたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

事 務 局～ 1番から3番につきましては、生産緑地において買取申出理由の生じた者が、農業
の主たる従事者に該当することの証明発行の依頼によるものでございます。

1番

現地案内図は、1ページ、1番です。

13番高橋委員から調査結果の報告をお願いいたします。

13番高橋委員～ 7月13日、事務局と現地調査を行いました。現地は、レタス、ブロッコリー
が作付けされておりました。綺麗に管理されており問題ございません。

事 務 局～ 2番

現地案内図は、2ページ、2番です。

また、13番高橋委員から調査結果の報告をお願いいたします。

13番高橋委員～ 7月13日、事務局と現地調査を行いました。現地は、柿が植えられており、
綺麗に管理されておりました。問題ございません。

事 務 局～ 3番

現地案内図は、3ページ、3番です。

また、4番當間委員から調査結果の報告をお願いいたします。

4番當間委員～ 7月13日、5番井上委員と事務局とで現地調査を行いました。現地は、植木鉢
と、オリーブ、レモン、アボカド、さらにユリ等の花き類が栽培されておりました。

適切に管理されており、問題はありません。

議 長 ～ 以上ご説明いただきましたが、何かご質疑等ございませんか。

全 員 ～ な し

議 長 ～ 特にないようですので、以上3件を従事者として証明することに決定いたします。

第2号議案 相続税納税猶予に関する適格者証明の件

議 長 ～ 4番申請者

以上1件を上程いたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局 ～ 4番につきましては、農地の相続人が相続税納税猶予の適用を受けるための適格者であることの証明発行の依頼によるものでございます。

4番

現地案内図は、3ページ、4番です。

4番當間委員から調査結果の報告をお願いいたします。

4番當間委員 ～ 7月13日、5番井上委員と事務局とで現地調査を行いました。現地は、オリーブと、ハウスでアボカドを栽培しておりました。問題ございません。

議 長 ～ 以上ご説明いただきましたが、何かご質疑等ございませんか。

全 員 ～ な し

議 長 ～ 特にないようですので、以上1件を適格者として証明することに決定いたします。

第3号議案 相続税納税猶予に係る農業経営継続証明の件

議 長 ～ 5番 申請者

6番 申請者

7番 申請者

8番 申請者

9番 申請者

10番 申請者

以上6件を上程いたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局 ～ 5番から10番につきましては、相続税納税猶予に係る3年ごとの継続手続きのための証明発行の依頼によるものでございます。

5番

現地案内図は、4ページ、5番です。

13番高橋委員から調査結果の報告をお願いいたします。

13番高橋委員～ 7月13日、事務局と現地調査を行いました。現地は、ブルーベリー、生姜、キュウリ、柿、ブドウ、栗が栽培されていました。綺麗に管理されており問題ございません。

事務局～ 6番

現地案内図は、5ページ、6番です。

4番當間委員から調査結果の報告をお願いいたします。

4番當間委員～ 7月13日、5番井上委員と事務局とで現地調査を行いました。現地は、エダマメ、ナス、オクラ、タマネギ、インゲン、ブルーベリーが作付けされていました。綺麗に管理されており問題ございません。

事務局～ 7番

現地案内図は、6ページ、7番です。

4番當間委員から調査結果の報告をお願いいたします。

4番當間委員～ 7月13日、5番井上委員と事務局とで現地調査を行いました。現地は、キウイ、スイカ、カボチャ、サトイモ、サツマイモが作付けされていました。適正に管理されており、問題ございません。

事務局～ 8番

現地案内図は、7ページ、8番です。

13番高橋委員から調査結果の報告をお願いいたします。

13番高橋委員～ 7月13日、事務局と現地調査を行いました。現地は、オクラ、トウモロコシ、オカヒジキ、ピーナッツ、キュウリ、シシトウ、トマト、サトイモ、ブルーベリーが作付けされていました。綺麗に管理されており問題ございません。

事務局～ 9番

現地案内図は、8ページ、9番です。

4番當間委員から調査結果の報告をお願いいたします。

4番當間委員～ 7月13日、5番井上委員と事務局とで現地調査を行いました。現地は、サトイモ、エダマメ、オクラが作付けされていました。綺麗に管理されており問題ございません。

事務局～ 10番

現地案内図は、9ページ、10番です。

4番當間委員から調査結果の報告をお願いいたします。

4番當間委員～ 7月13日、5番井上委員と事務局とで現地調査を行いました。現地は、トウモロコシ、エダマメ、サツマイモ、ダイコンが作付けされていました。綺麗に管理されており問題ございません。

議長～ 以上ご説明いただきましたが、何かご質疑等ございませんか。

全員～ なし

議長～ 特にないようですので、以上6件を農業経営継続中として証明することに決定いたします。

第4号議案 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく申請の件

議長～ 11番 申請者

以上1件を上程いたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局～ 11番につきましては、都市農地の貸借の円滑化に関する法律に係る農地の貸借のための事業計画審議の依頼によるものでございます。

11番

現地案内図は、10ページ、11番です。

調査の報告を13番高橋委員からお願いいたします。

13番高橋委員～ 7月13日、事務局と現地調査を行いました。現地は、今後、ブロッコリー、サツマイモ、エダマメ、タマネギを予定しております。綺麗に管理されており、問題ございません。

議長～ 以上ご説明いただきましたが、何かご質疑等ございませんか。

全員～ なし

議長～ 特にないようですので、以上1件につきまして、事業計画決定といたします。以上が今月の議案でございます。

次に、6月9日から7月10日までに受付を行い、先に専決処理いたしましたものについて報告いたします。

専決処理規程による会長専決の報告について

第1号 農地転用のための権利移動または設定届出の件 (法第5条)

議 長 ～

- 1 2 番 譲受人
譲渡人
- 1 3 番 譲受人
譲渡人
- 1 4 番 譲受人
譲渡人

以上3件について、議案のとおり受理いたしましたので、事務局より報告いたします。

事務局～ 今回報告の法第5条の届出に関しまして、所有者への意思確認及び現地調査につきましては、事務局及び調査担当委員にて行っております。また、届出書の受付にあたり、すでに転用されている事実があるもの、過去に転用届けがあるものにつきましては、全て理由書を添付していただきました。

1 2 番

現地案内図は1 1 ページ、1 2 番です。

転用目的は専用住宅で、権利の内容は所有権の移転です。現況は宅地でございます。

1 3 番

現地案内図は1 2 ページ、1 3 番です。

転用目的は専用住宅で、権利の内容は所有権の移転です。現況は宅地でございます。

1 4 番

現地案内図は1 1 ページ、1 4 番です。

転用目的は専用住宅で、権利の内容は所有権の移転です。現況は畑でございます。

以上3件について会長専決にて受理し、受理通知書の交付を6月23日及び7月13日をもって行いましたので報告いたします。以上でございます。

議 長 ～ 何かご質疑等ございませんか。

全 員 ～ な し

議 長 ～ 特にないようですので、専決処理に伴う5条転用の報告を終わります。

生産緑地の取得あっせんについて

議 長 ～ 生産緑地の取得あっせんについて1件の通知がありましたので、事務局より報告いたします。

事務局～ 生産緑地の買い取り申し出が提出された事に伴い、生産緑地の取得あっせんの依頼

通知がありましたので、報告いたします。

15番

現地案内図は、13ページ、15番です。

所有者及びあっせん期限は議案書記載のとおりです。

以上でございます。

議 長 ～ 以上をもちまして農業委員会総会を閉会いたします。